

## 調理場手洗器の「洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造」について

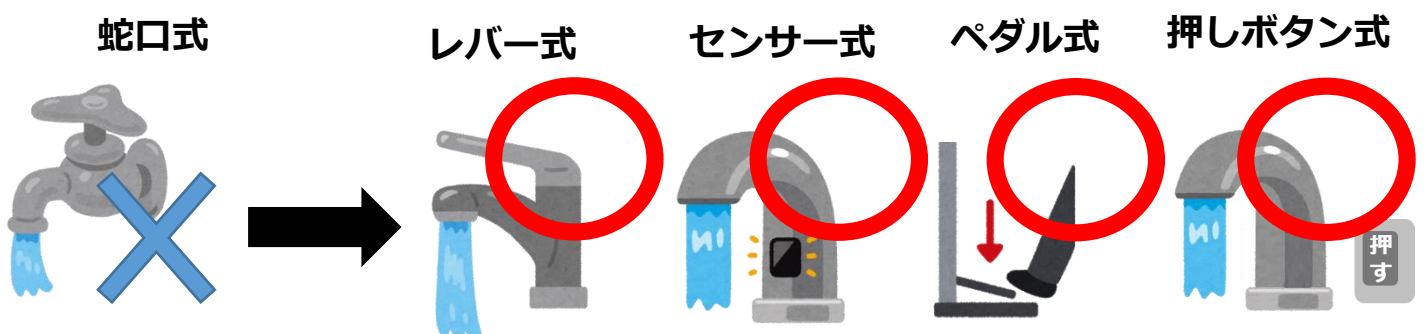
- 令和3年3月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡（抜粋）

食品衛生法第54条に基づく営業施設の基準に規定する「洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造」とは、手指の洗浄後、止水のための手指接触を伴うハンドル操作等を要さない構造のことであり、例えば、以下のような自動止水機能、肘等による止水操作の機構等を備えた水栓はこれに該当すると解する。

- (1) センサーを備えており、吐水口の下に手を差し出すと自動的に吐水が開始され、手を引くと数秒後に自動的に止水するもの
- (2) 押しボタンを押下すると吐水が開始され、一定時間経過後、自動的に止水するもの
- (3) 上下方向又は左右方向へ動くハンドルレバーの操作により止水するもので、当該ハンドルレバーが肘で操作可能なもの

- 保健所の対応

- 1 改正食品衛生法の営業許可制度が施行される令和3年6月以降に、新制度に基づく許可を取得する際は上記の基準を適用します。
- 2 現在営業中の施設に対しては、営業を継続しながら、早めに基準に合った水栓に改善していただくようお願いいたします。



※手洗い後に蛇口を触れてしまう

【問い合わせ先】

墨田区保健所 生活衛生課 食品衛生係  
03-5608-6943